

堺市事務決裁規則の一部を改正する規則

堺市事務決裁規則（昭和36年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項動物指導センター所長専決事項を定める部分第2号オ中「第22条」を「第22条第3項」に改め、同号ソを同号チとし、同号セ中「、許可証の再交付、亡失及び許可証の」を「及び再交付、亡失の届出の受理並びに」に改め、同号セを同号タとし、同号スを同号ソとし、同号シ中「、登録証の再交付、亡失及び」を「及び再交付、亡失の届出の受理並びに」に改め、同号シを同号セとし、同号サの次に次のように加える。

シ 法第39条の7第1項又は第3項の規定による狂犬病予防法の特例に係る通知の求め及び受理に関すること。

ス 法第39条の7第5項の規定による届出の受理及び同条第6項の規定による犬の鑑札の交付に関すること。

附 則

この規則は、令和4年6月1日から施行する。